

# 脱炭素通信

## Vol.5

## 経済成長との両立で進める新興国

※脱炭素とは、CO<sub>2</sub>（二酸化炭素）などの温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることをいい、「カーボンゼロ」や「カーボンニュートラル」ということもあります。

### 脱炭素化への取り組みには温度差があるものの、経済発展を加味した目標を設定

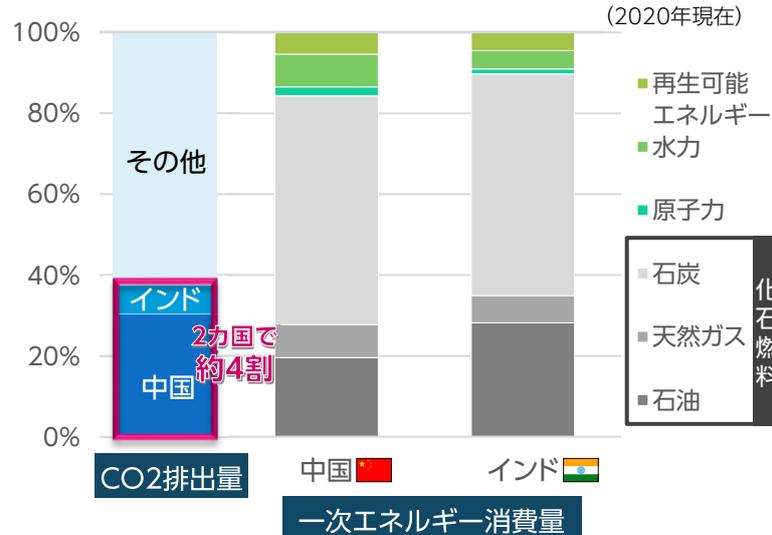
#### 経済成長と脱炭素の両立に苦しむ新興国

- 世界的な脱炭素の潮流により、先進国では2030年までに温室効果ガス排出量を50%程度削減、2050年までに実質ゼロとする目標を標準とし、各国政府の施策の下で削減が進んでいます。
- その一方で、経済成長が続く新興国では石炭や天然ガス、石油といった化石燃料の使用が多く、CO<sub>2</sub>排出量は増加し続けています。政策課題としての認識は高まりつつあるものの、施策は乏しく、脱炭素を促進するためのインフラや技術開発に充てる資金もままならないため、主要新興国が掲げる削減目標は先進国より10~20年程度遅れている状況です。
- とはいえ、世界のCO<sub>2</sub>排出量の約4割を占めているのは、新興国の中でも比較的経済規模の大きい中国とインドの2カ国で、この2カ国の発電量の化石燃料への依存度は8~9割を占めており、世界的に脱炭素化を加速させるには、これら新興国への脱炭素化の誘導がカギとなります。そのため、新興国の脱炭素化には、先進国との連携が必要不可欠となっています。

#### 先進国で新興国支援を積極化する動き

- 先進国から新興国への脱炭素化の支援を加速させる枠組みとして、新興国において再生可能エネルギーや省エネ設備を導入した際の温室効果ガス排出削減分を、支援をした先進国と双方で分ける「国際排出枠取引ルール」が2021年11月に制定されました。
- また、アジア開発銀行（ADB）は2022年から、新興国の脱炭素化を支援する新たな取り組み「エネルギー移行メカニズム（ETM）」を始めました。各国政府や金融機関、慈善団体などから25億~35億米ドル規模の資金を集め、国ごとに基金を創設したもので、集めた基金で石炭火力発電所の買取や太陽光・風力など再生可能エネルギーへの投資拡大も支援するなど、早期の脱火力発電を図ることを目指します。
- 新興国の脱炭素化は経済成長との両立が難しく、脱炭素への取り組みは国・地域により温度差があります。しかし、政策や法規制の整備、事業化の動きは顕在化してきており、こうした事業機会を取り込もうとする関連企業の動きも活発化してきそうです。

#### 世界のCO<sub>2</sub>排出量国別構成比と 主な新興国の一次エネルギー消費量内訳



(出所) BP「Statistical Review of World Energy 2021」を基に三井住友トラスト・アセットマネジメント作成

#### 主な新興国の温室効果ガス削減目標

国・地域	2030年目標	2050年実質ゼロ
中国	①CO <sub>2</sub> 排出量のピークを2030年よりも前に ②GDP（国内総生産）当たりのCO <sub>2</sub> 排出量を▲65%以上（2005年比）	2060年までにCO <sub>2</sub> 排出を実質ゼロ
インド	GDP当たりのCO <sub>2</sub> 排出量を▲33%~▲35%（2005年比）	2070年に実質ゼロ
ブラジル	▲43%（2005年比）	表明済み
インドネシア	▲29%（BAU比）※無条件 ▲41%（BAU比）※条件付	2060年に実質ゼロ
韓国	▲40%（2018年比）	表明済み
メキシコ	▲22%（BAU比）※無条件 ▲36%（BAU比）※条件付	表明済み

※BAU（Business As Usual）とは排出抑制に向けた追加的な対応策を講じなかった場合に予測される排出量のこと。新興国では、経済成長に伴う化石燃料の消費拡大余地が大きいため、排出総量の削減目標として、基準時点からの削減率ではなく、BAU比の削減率を据えることが多い。

(出所) 外務省HPの情報を基に三井住友トラスト・アセットマネジメント作成



#### 【 ご留意事項 】

- 当資料は三井住友トラスト・アセットマネジメントが投資判断の参考となる情報提供を目的として作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- ご購入のお申込みの際は最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクを伴います。)に投資しますので基準価額は変動します。したがって、投資元本や利回りが保証されるものではありません。ファンドの運用による損益は全て投資者の皆様へ帰属します。
- 投資信託は預貯金や保険契約とは異なり預金保険機構および保険契約者保護機構等の保護の対象ではありません。また、証券会社以外でご購入いただいた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。
- 当資料は信頼できると判断した各種情報等に基づき作成していますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、今後予告なく変更される場合があります。
- 当資料中の図表、数値、その他データについては、過去のデータに基づき作成したものであり、将来の成果を示唆あるいは保証するものではありません。
- 当資料で使用している各指数に関する著作権等の知的財産権、その他の一切の権利はそれぞれの指数の開発元もしくは公表元に帰属します。